

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第413号 平成24年10月15日

## 身体障害者補助犬法

10月1日は、身体障害者補助犬法が施行された日で、今年で10年目を迎えました。

この法律は、身体障がい者の自立及び社会参加の促進を目的に、身体障害者補助犬（以下「補助犬」といいます。）を訓練する事業者や補助犬を使用する身体障がい者の義務等を定めると共に、国等の施設や公共交通機関等を利用する場合において補助犬を同伴することができるようにするために制定されたものです。

まず、補助犬とは何かということですが、法律では、補助犬とは盲導犬、介助犬及び聴導犬をいうとされています。

盲導犬については皆さんも良くご存じだと思いますので、介助犬と聴導犬について、日本補助犬協会の資料を基にご説明しましょう。

まず、介助犬についてですが、介助犬とは、手や足に障がいのある方（ユーザー）を手助けするために特別な訓練を積んだ犬のことをいいます。肢体不自由者の手足となり、日常生活における動作の補助をします。

具体的には、落としたものを拾う、指示したものを持って来る、緊急時の連絡が基本ですが、この他にもユーザーのニーズによって、ドアの開閉、指示した物を置く、衣服の脱衣補助、車椅子の牽引、部屋の電気やエレベーターのスイッチ操作、荷物の運搬、起立・歩行介助、移乗の補助、という具合に、「こんな事まで」と驚くぐらい幅広く、サポートしています。

また、介助犬の存在は、ユーザーにとって精神的な支えになっていることも忘れてはならないでしょう。

次に聴導犬についてですが、聴導犬は、家の中で必要な音を教えるだけでなく、どこにでも同行して、聴覚障がい者の方々（ユーザー）を災害や事故に巻き込まれる危険性から回避することを期待されています。

例えば、睡眠時でも、警報機が鳴れば、ユーザーを起こして危険を知らせます。

また、自宅だけでなく、デパートや宿泊先で、警報機が作動した場合は「危険」を知らせ、避難確認のドアロック等を教えます。

家の中でも、事故は起きます。助けを呼びたいときは、家族を呼びに行ったりします。

このように、補助犬は、ユーザーの為に献身的ともいえる素晴らしい能力を発揮することが出来ますが、地域社会で彼らを受け入れてくれなければ、活躍することができません。

補助犬法では、公共施設や公共交通機関、商業施設、飲食店などに対して補助犬を拒んではならないと規定していますが、依然として、同伴拒否の事例が少なくないようです。

その背景には、補助犬に対する理解不足が上げられます。北海道には、盲導犬が57匹、介助犬は僅かに2匹、聴導犬はゼロ匹と、補助犬の絶対数が少ないため、一般の方々が補助犬に接する機会は殆どないというのが実態で、これでは、なかなか補助犬に対する理解が深まりません。

補助犬に対するニーズは非常に高いと思われませんが、補助犬の養成には多額の訓練費用を必要とする事や施設不足の問題があります。補助犬一匹を養成する為には約300万円の訓練費が必要との事ですから、補助犬を増やすといってもそう簡単ではありません。特に、道内には介助犬や聴導犬の訓練施設がありませんので、まずこの問題から解決するとなると容易ではありません。

障がい者の方々が、自立し、社会参加の幅を広げていく上で、補助犬が重要な役割を果たしている事は多くの事例が物語っています。

補助犬の養成については、関係者の努力だけでは難しい環境にありますので、行政としても更なる支援を検討して頂きたいと思います。また、行政を動かすためには、まずは道民の皆さんの補助犬に対する理解と協力が不可欠であることは、いう迄もありません。(塾頭：吉田 洋一)